

# 病床機能報告に関する申出書

令和2年11月13日

菊池保健所長 様

所在地 熊本県阿蘇市内牧1153-1  
医療機関名 医療法人社団 坂梨会  
代表者職氏名 阿蘇温泉病院 理事長 坂梨 嘉壽恵 印  
許可病床数 一般病床 56(床) 療養病床 204(床)

当院は、下記のとおり病床機能の転換を予定しているので、申出を行います。

## 1 直近の病床機能報告内容

病床機能	基準日(2019.7.1)の病床数	基準日後(2025.7.1)の病床数
高度急性期		
急性期	56	56
回復期	26	26
慢性期	178	178
休床等		
合計	260	260

※本申出書の作成時点において、直近の年度における病床機能報告で報告したものを記入してください

上記の基準日後病床機能が基準日病床機能と異なる場合は、その理由を記入してください。

【基準日後病床機能が基準日病床機能と異なる理由】



## 2 次回の病床機能報告内容（予定）

病床機能	基準日（2020. 7. 1）の病床数	基準日後（2025. 7. 1）の病床数
高度急性期		
急性期	56	56
回復期	26	24
慢性期	178	180
休床等		
合計	260	260

※申出書の作成時点において、次回の病床機能報告での報告予定を記入してください

上記の基準日後病床機能が基準日病床機能と異なる場合は、その理由を記入してください。ただし、「1 直近の病床機能報告内容」の基準日後病床機能が基準日病床機能と異なる理由と同様の場合は、「1と同様」で構いません。

### 【基準日後病床機能が基準日病床機能と異なる理由】

2020. 12. 1 以降、回復期機能の病床である地域包括ケア病棟を2床減らし、慢性期機能の療養病棟を2床増やす予定の為。

医療法（昭和23年7月30日法律第205号）抜粋

法第30条の15 都道府県知事は、第30条の13第1項の規定による報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合その他の厚生労働省令で定める場合において、当該報告をした病床機能報告対象病院等（以下この条及び次条において「報告病院等」という。）の所在地を含む構想区域における病床機能報告対象病院等の病床の当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた数が、医療計画において定める当該構想区域における当該報告に係る基準日後病床機能に係る病床の機能区分に応じた将来の病床数の必要量に既に達しているときは、報告病院等の開設者又は管理者に対し、当該報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この条において「理由等」という。）を記載した書面の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないとき、当該報告病院等の開設者又は管理者に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。